

こんにちは！ 所長の森田です。
消費税率上げが10月1日にせまっています。引上げ後の税率を8%にする軽減税率がクローズアップされていますが、消費税率上げ以降も旧税率（8%）をそのまま適用する、経過措置という制度も忘れてはいけません。今回は、消費税の経過措置10種類についてどんなものがあるのかとりあげてみましたので参考にしてください♪



所長 森田 高史

一定の要件をみたせば(旧)
税率8%に据え置かれるもの

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | <u>乗車券や入場料金の販売取引</u> |
| 2 | 電気・ガス・電話等継続供給取引 |
| 3 | 工事や製造、ソフトウェア等の請負契約 |
| 4 | 賃貸借契約、リース契約 |
| 5 | 指定役務の提供（※指定役務とは冠婚葬祭のための施設の提供等を指します。） |

電車や飛行機、映画や観劇、美術館や遊園地のチケット等は9月30日までに領収がされていけば、10月1日以後利用する場合でも旧税率が適用されます。チケット発行日でなく、支払日というのがポイントですね。また、飲食代が含まれている乗車券、例えばディナークルーズは飲食のみとなり、経過措置対象外ですが、ディナーショーは入場料に該当するので経過措置の対象となります！

8%?

10%?

6	書籍や物品の予約販売取引
7	通信販売取引
8	特定新聞の販売取引
9	有料老人ホームに関する介護サービスの提供取引
10	家電リサイクルの再商品化に関する取引



通信販売を利用したときの消費税が発生するタイミングは、注文した日ではなく、資産の譲渡が行われたとき、すなわち商品の発送が行われたときであることに注意してください！提供する事業者、利用する消費者もよく確認して認識の相違によるトラブルは回避したいですね。



民法の相続について規定した部分（相続法）が改正されました。高齢化や社会環境の変化に対応するため、約40年ぶりの大きな見直しです。内容は、配偶者居住権の新設、自筆証書遺言の方式、遺産分割前の預貯金の仮払い制度の緩和、相続人以外の者の寄与分等があります。その他にも、細かな改正が加わりますので詳しく知りたい方は事務所へお問い合わせください。



次長 森田 真五



森田税務会計事務所

TEL:0270-25-1441 FAX:0270-24-8237

<http://www.moritax.com>

事務所ホームページも
随時更新してます！



大島



佐藤



桐生



石原



諏訪

次回発行は
秋号を予定
してます！

